

第4節 林野火災対策

林野火災の現況と最近の動向

平成24年中の林野火災の出火件数は1,178件（前年2,093件）、焼損面積は372ha（同2,071ha）、損害額は1億9,029万円（同10億1,706万円）であり、出火件数、焼損面積及び損害額は前年に比べ減少した（第1-1-19表）。

例年、林野火災は春先を中心に発生している。この原因としては、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜採りやハイキングなどで入山者が増加していることなどによるものと考えられる。平成24年は、1月、4月に多くの火災が発生している。（第1-1-27図）。

平成24年においては、林野火災の出火件数、焼損面積、損害額が大幅に減少したが、11月には東京都三宅村で焼損面積156haの被害をもたらした大規模な林野火災が発生している。また、平成25年に入ってから出火件数が増加しており、2月には福岡県北九州市で焼損面積158haの被害、4月には長野県諏訪市で焼損面積220haの被害をもたらした大規模な林野火災も発生している。

林野火災対策の現況

1 林野火災特別地域対策事業

消防庁では、昭和45年（1970年）度から林野庁と共同で林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

- 〔1〕 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- 〔2〕 火災予防の見地からの林野管理
- 〔3〕 消防施設等の整備
- 〔4〕 火災防ぎょ訓練等

を総合的に行うものであり、平成25年4月1日現在、38都道府県の512市町村にわたる234地域において実施されている。

2 広域応援・空中消火による消防活動

（1）広域応援・空中消火体制の整備

林野火災は、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶことや市町村境、隣接都府県境を越えて拡大することもある。

消防庁では、都道府県や消防機関に対し、林野火災が発生した場合、十分な消防力を迅速に投入するとともに、ヘリコプターによる情報収集や、空中消火を実施するための体制の整備を進め、必要に応じて早期に広域応援の要請を行うよう要請している。

（2）空中消火の実施状況

ヘリコプターによる情報収集と空中消火は、広域応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施するために欠かせない消防戦術であり、消防庁は、都道府県や消防機関に対し、比較的小規模な林野火災でも空中偵察と空中消火を実施し、早期消火に努めるよう要請している。

空中消火は、都道府県や消防機関が保有する消防防災ヘリコプターや都道府県知事からの災害派遣の要請を受けて出動した自衛隊のヘリコプターにより実施されている。

過去10年間の空中消火の実施状況は、第1-4-1図のとおりとなっている。

3 その他の対策

（1）出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因は、たき火、たばこ及び火入れなど人的要因によるものが圧倒的に多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要である。消防庁では、次の事項に重点を置いて出火防止対策を推進している。

- [1] 林野周辺住民、入山者等の防火防災意識を高めること。特に、出火が行楽期等一定の期間に集中していることから、このような多発期前に徹底した広報を行うこと。
- [2] 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- [3] 「火入れ」に当たっては、必ず市町村長の許可を受けて、その指示に従うとともに、消防機関に連絡をとるよう、指導の徹底を図ること。
- [4] 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火事予防運動（P.228参照）の統一実施期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じた山火事予防を呼びかけている。

(2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁では、林野火災の被害軽減を図るため、林野火災用消防施設等（防火水槽、林野火災用活動拠点広場）の整備に対して国庫補助を行っている。

(3) 林野火災に係る調査研究

平成14年に林野火災の予防対策のあり方やヘリコプターによる空中消火のあり方の調査検討を行い、ヘリコプターによる警戒活動や空中消火、また、ヘリコプターの派遣要請などの運用について、平成15年10月、各都道府県等に通知した。

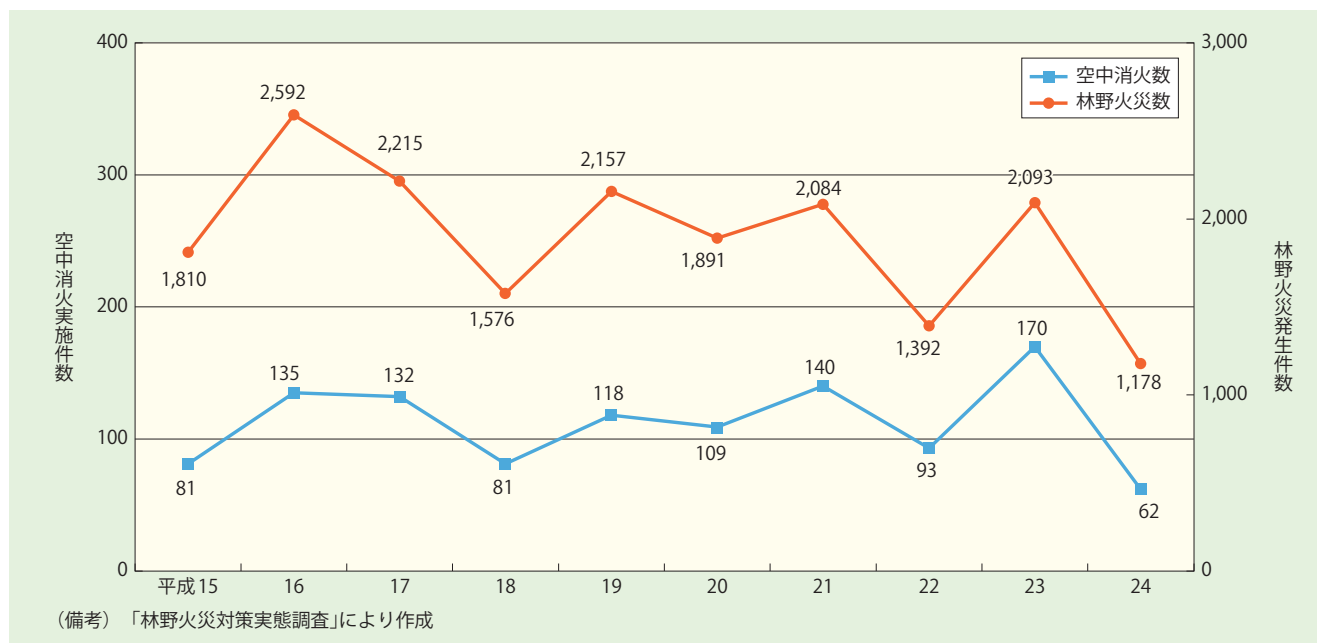
また、平成16年に林野火災の有効な低減方策の調査検討を行い、平成17年10月、火災予防条例（例）に「山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市町村長が指定した区域内において喫煙をしないこと。」を追加した。

林野火災対策の課題

効果的な林野火災対策を推進するためには、出火防止対策の一層の徹底を図るとともに、特に次の施策を積極的に講じる必要がある。

- [1] 気象台から発せられる気象情報や火災気象通報を踏まえて、林野火災発生の可能性を勘案し、必要に応じて火災警報の効果的な発令を行うなど、火気取扱いの注意喚起や制限を含めて適切に対応すること。
- [2] 林野火災を覚知した場合、早急に近隣の市町村に対して応援要請を行うなど、林野火災の拡大防止を徹底すること。特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火を早期に実施す

第1-4-1図 空中消火の実施状況



るため、迅速な連絡及び派遣要請に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火と連携した地上の効果的な消火戦術の徹底を図ること。また、ヘリコプターの活動拠点の整備促進を図ること。

- [3] 林野火災状況の的確な把握、防ぎよ戦術の決定、効果的な部隊の運用と情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎよ図を、GIS（地理情報システム）の

活用も視野に入れて整備するなど、関係部局においてその共有を図ること。

- [4] 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地とが近接し、住宅への延焼の危険性が認められる地域における整備を推進すること。
- [5] 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大防止を考慮した有効な情報連絡体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。



東京都三宅村の林野火災（平成24年11月）
（東京消防庁提供）



空中消火を実施する広島県防災ヘリコプター
（広島県防災航空隊提供）